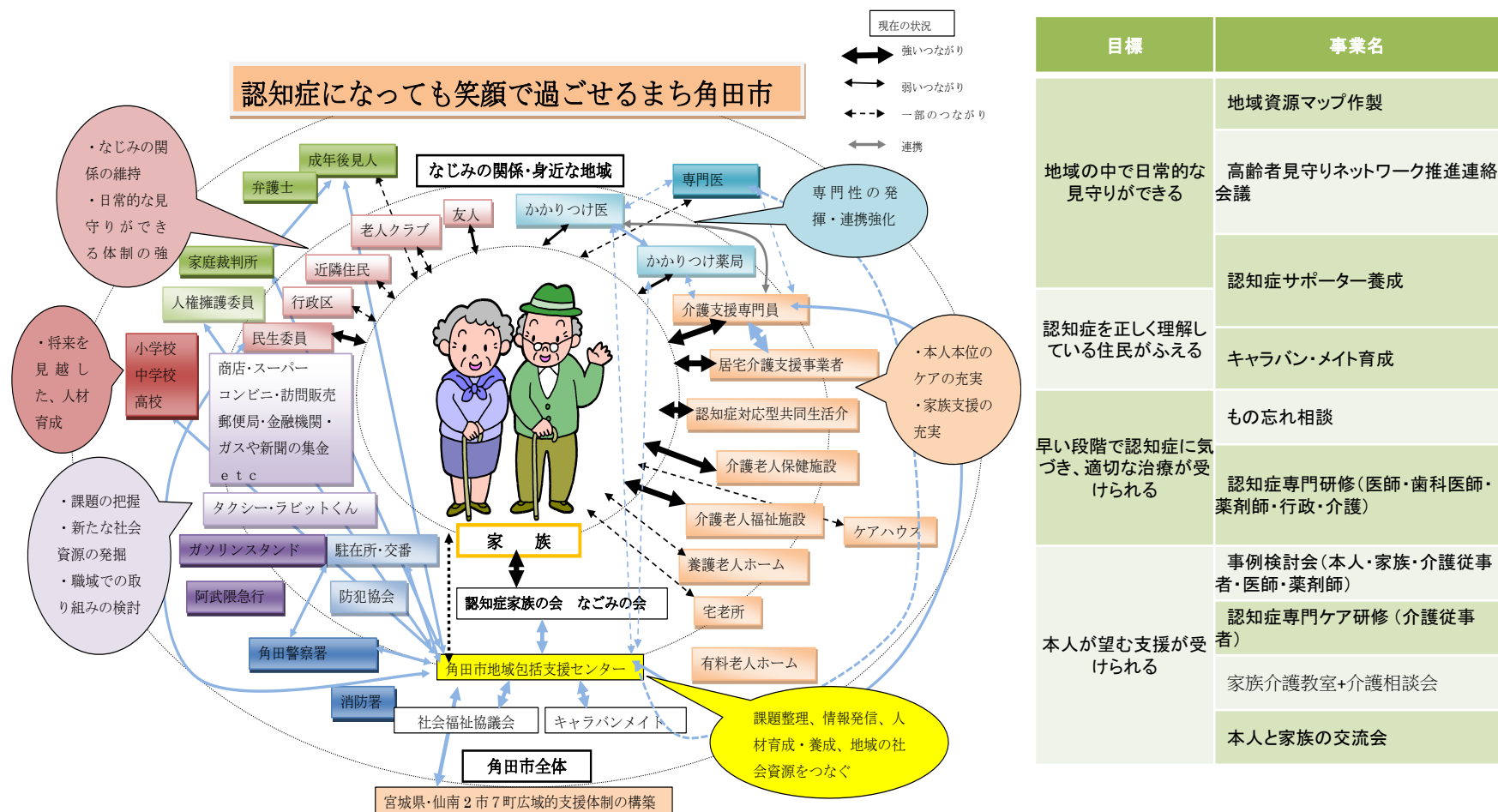


認知症になっても笑顔で過ごせるまち角田市(宮城県角田市)

認知症は誰でもがなる可能性のある病気であることを理解し、お互い様の気持ちで、連携し
支えあえる地域づくりを推進

- ・平成21・22年度:宮城県認知症地域ケア総合支援体制構築推進事業(委託事業)実施
- ・認知症キャラバン・メイト、サポーター、介護事業所職員等が連携し推進

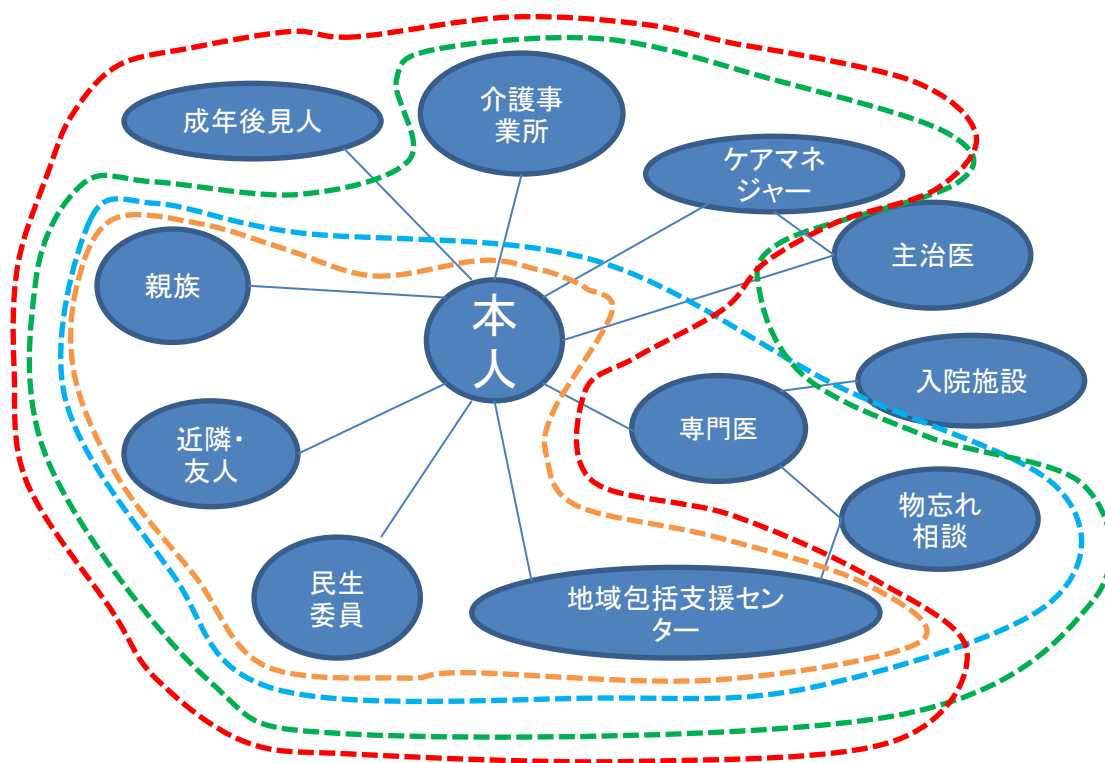


認知症高齢者の在宅生活を支えるための地域ケア会議

(宮城県角田市)

～自己決定に基づく契約が十分にできない方の権利を守るために～

<80代一人暮らし女性のエコマップとケア会議の構成員>



本人の経過	支援状況
在宅	周囲からの相談あり 第1回会議 : 病院受診について(本人、親族、友人、知人、民生委員、包括職員)
在宅	第2回会議 : 金銭管理、介護申請について(本人、民生委員、近隣、親族、専門医、包括職員)
入院	・検査のため入院 ・介護認定申請、成年後見制度申し立て
退院 介護サービス導入	第3回会議 : 在宅のサービス利用調整(第1回のメンバーにケアマネジャー、介護事業所職員が加わる)
成年後見人制度利用開始	第4回会議 : 金銭管理、グループホーム利用申請について(成年後見人を含め実施)
入院	・怪我のため入院

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

① 区町村名	角田市
② 口（※１）	３１，３６４人（平成２５年３月末）（ 28.0% ）
③ 高齢化率（※１） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）	65歳以上 28.0% 75歳以上 16.0%
① 取組の概要	「認知症になっても笑顔で過ごせるまち」をスローガンに、認知症についての正しい知識の普及と、日常的な見守りができる地域づくりの推進。認知症介護の質の向上や医療との連携などにより、認知症の方が望む生活が実現できるような環境の整備を実施
⑤ 取組の特徴	・ 認知症の方と介護する家族へのインタビューなどによる課題の把握 ・ 医療、介護に携わるものだけでなく、認知症キャラバン・メイト、認知症サポーター、介護家族、民生委員、商工会など様々な人々が課題を共有し、課題解決に向けて取り組みを検討・実践してきた。
⑥ 開始年度	平成２１年度
⑦ 取組のこれまでの経緯	・ 平成２１・２２年度：宮城県認知症高齢者地域ケア総合支援体制構築推進事業（委託事業）を実施 ・ 平成２１年度：「角田市高齢者見守りネットワーク推進連絡会議」を設置し、認知症対策を検討、認知症サポーター養成をスタート、サポーターが活躍し地域資源マップを作成。 ・ 平成２３年度：「角田市高齢者見守りネットワーク推進連絡会議」に「認知症ケア担当者会」を置き、継続して認知症対策を検討、平成２４年度のは認知症情報誌の発行などに取り組む。 ・ 平成２４年度：認知症サポーターのフォローアップ講座を開催、ボランティア団体に移行できるよう支援を継続
⑧ 主な利用者と人数	認知症サポーター数 約１，４００人
⑨ 取組の実施主体及び関連する団体・組織	宮城県、認知症サポート医、認知症介護実践指導者、家族会、地元医師会、薬剤師会、警察署、行政区長、人権擁護委員、民生委員、介護保険事業所、ケアマネジャー連絡会、商工会、社会福祉協議会、認知症キャラバン・メイト、認知症サポーター、市議会、市役所など
⑩ 市区町村の関与（支援等）（※２）	直営の地域包括支援センターが実施 平成２４年度予算額 １７０，２８３円
⑪ 国・都道府県の関与（支援等）（※３）	平成２４年度 ・ 国：地域支援事業交付金 ６７，２６０円 ・ 県：地域支援事業交付金 ３３，６３０円
⑫ 取組の課題	・ 介護者の世代の方に認知症について学んでいただく機会が少ない。 ・ 認知症サポーターが地域で具体的な活動ができるよう、更なる研修や実践的な体験が必要である。
⑬ 今後の取組予定	・ 認知症キャラバン・メイトの育成、認知症サポーターの養成（介護者世代）と具体的な活動ができるような支援

	・認知症情報誌「みんなで笑顔」の発行の継続 ・医療と介護の連携強化と、資質の向上への取り組み
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	角田市市民福祉部社会福祉課地域包括支援係 電話：０２２４－６１－１２８８

- ※１ 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。
- ※２ 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。
- ※３ 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。

○角田市高齢者見守りネットワーク推進連絡会議設置要綱

平成21年3月25日角田市告示第27号

改正

平成21年6月1日告示第55号

角田市高齢者見守りネットワーク推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第16条の規定に基づき、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するための連携協力体制として、角田市高齢者見守りネットワーク推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者虐待の防止に対する関係機関及び民間団体の連携に関すること。
- (2) 高齢者及び養護者を対象とした相談体制の整備に関すること。
- (3) 高齢者虐待防止についての研修会の開催に関すること。
- (4) 高齢者虐待防止についての啓発活動の実施に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる団体等の代表者で組織し、委員の数を15名以内とする。

- (1) 医療関係団体
- (2) 角田警察署
- (3) 仙南保健福祉事務所
- (4) 人権擁護委員協議会伊具支部
- (5) 角田市民生委員児童委員連絡協議会
- (6) 角田市社会福祉協議会
- (7) 角田市行政区長会連絡協議会
- (8) 居宅介護支援事業所
- (9) 居宅サービス事業所
- (10) 介護保険施設
- (11) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代行する。

(ケア担当者会)

第6条 市長は、連絡会議の目的を効果的に実施するため、連絡会議の下部組織としてケア担当者会（以下「担当者会」という。）を置くことができる。

- 2 担当者会は、高齢者虐待防止についての情報の収集、意見交換及び対応方法の検討を行う。
- 3 担当者会は、次に掲げる団体等の担当者と組織する。
 - (1) 居宅サービス事業所
 - (2) 居宅介護支援事業所
 - (3) 社会福祉協議会
 - (4) 角田市民生委員児童委員連絡協議会
 - (5) 人権擁護委員協議会伊具支部
 - (6) その他関係機関

(連絡会議への報告)

第7条 角田市地域包括支援センター所長は、連絡会議へ担当者会において行われた情報の収集、意見交換及び対応方法の検討に関する内容について報告し、情報の共有化及び連携協力体制に配慮しなければならない。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、角田市地域包括支援センターにおいて処理する。

(守秘義務)

第9条 連絡会議及び担当者会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日告示第55号）

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

角田市認知症サポーター養成講座実施要領

1. 目的

角田市の高齢者において認知症を患っている方は、およそ 850 人（高齢者の 10 人に 1 人）と推測されます。地域包括支援センターに寄せられる相談の中でも、もっとも多く、介護する家族にとっては大きな負担となっており、本人にとっても希望する支援が受けられている状況とは言えません。

そこで、認知症の方と介護する家族が、笑顔で住み慣れた地域で生活し続けられるよう、認知症を正しく理解し認知症の方と介護する家族を応援する認知症サポーターを養成するものです。

2. 対象者

角田市住民（子供から高齢者まで）

3. 申し込み

実施予定日の 1 か月前まで地域包括支援センターに申し込み
日程・講師等の相談を行います。

4. 実施内容

認知症サポーター養成講座カリキュラムに沿って実施

・寸劇

角田まちづくり福祉ほっとの会、キャラバン・メイト、包括支援センター職員等

・DVD 上映

・講話

講師：認知症キャラバン・メイト又は地域包括支援センター職員

・角田市の現状について 地域包括支援センター

・アンケート記入及びグループワーク

・オレンジリング授与

＊これらを対象に合わせて組み合わせて実施します。

・実施時間は 1 時間から 2 時間程度

5. 予算

・外部講師（キャラバン・メイト等） 1 回 6,000 円

・資料：一般用 1 部 100 円

＊講師謝礼・資料代については地域包括支援センターで対応しますが、受講される各種団体等で予算がある場合は、受講者（主催者）側で負担ください。